（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）

第二十一条の二　令第十二条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一～三　（略）

（削る。）

（削る。）

（特定農業団体の組織の変更に係る通知）

第二十一条の三　（略）

（農用地利用規程の認定申請手続）

第二十三条　法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一　（略）

二　地区及び当該地区内の農用地につき法第二十一条第一項に規定する所有者等の当該団体への加入状況を記載した書面

三～五　（略）

六　特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面

イ　（略）

ロ　令第十一条第二号に規定する計画

ハ　第二十条の十第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面

2　（略）

（勧奨についての配慮）

第二十五条の二　法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十四条の三第一項又は第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等が行われるよう配慮することができる。

一～三　（略）

（特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続）

第二十一条の二　令第十条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。

一～三　（略）

（法第二十三条の二第一項に規定する事項が定められている農用地利用規程の公告）

第二十一条の三　法第二十三条の二第三項の規定による公告は、法第二十三条第一項の認可の申請があった旨及び当該申請に係る農用地利用規程について、同意市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（使用及び収益を目的とする権利）

第二十一条の四　法第二十三条の二第五項の農林水産省令で定める使用及び収益を目的とする権利は、農地法第三条第一項本文に規定する権利（所有権を除く。）（仮設工作物の設置その他の一時的な利用（農用地を農用地以外のものにする行為に係るものに限る。）に供するために取得するものを除く。）とする。

（特定農業団体の組織の変更に係る通知）

第二十一条の五　（略）

（農用地利用規程の認定申請手続）

第二十三条　法第二十三条第一項の認定の申請は、同項の認定を受けようとする団体の代表者が、申請書に農用地利用規程及び次に掲げる書面を添えてしなければならない。

一　（略）

二　地区及び当該地区内の農用地につき法第十八条第三項第四号の権利を有する者の当該団体への加入状況を記載した書面

三～五　（略）

六　特定農業団体が定められた特定農用地利用規程の申請にあつては、次に掲げる書面

イ　（略）

ロ　令第九条第二号に規定する計画

ハ　第二十条の七第二号及び第三号に掲げる要件を満たすことを証する書面

2　（略）

（勧奨についての配慮）

第二十五条の二　法第二十六条第一項の認定団体は、同項の勧奨をするに当たり、同項の認定農業者のうちに、次の各号に掲げる交付金の交付を受けて、農業経営の規模の拡大若しくは生産方式の合理化に要する費用の支出に備えるため当該交付金を準備金として積み立て、又は当該準備金を取り崩し、若しくは当該交付金を用いて農用地を取得し、若しくは租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十四条の三第一項又は第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等（以下この条において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、若しくは特定農業用機械等を製作し、若しくは建設して当該農用地若しくは特定農業用機械等を農業の用に供する者がいるときは、当該認定農業者に対する利用権の設定等又は農作業の委託が行われるよう配慮することができる。

一～三　（略）